

北海道告示第10692号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年5月19日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その3)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 地域事業者連携型販売促進等支援事業 商店街振興組合や商工会等の地域団体又は広域で活動する協同組合等が実施する感染拡大防止に配慮した販売促進活動や新たな事業展開に要する経費の一部を補助する。</p>	<p>道が地域事業者連携型販売促進等支援事業費補助金交付要綱で定める地域の商工団体（参加構成員・会員が同一市町村に所在する団体）又は広域で活動する商工団体（参加構成員・会員が複数市町村に所在する団体）</p>	<p>事業に要する経費のうち、総合振興局長又は振興局長が必要かつ適当と認める次の経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費、役務費、手数料</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 2部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	